

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月25日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	ふじみ野市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/joho_tokeika/johoseisakukakari/2297.html

執行機関名 ふじみ野市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年ふじみ野市告示第112号)による小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(平成27年ふじみ野市条例第45号)別表第1 第25の項 ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年ふじみ野市告示第112号)による小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年ふじみ野市告示第112号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を <u>給付</u> することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年ふじみ野市告示第112号)